

3

投票しよう！

愛

知県議会議員一般選挙
および田原市長選挙の
投票日は次のとおりです。

選挙管理委員会

☎23局3506

愛知県議会議員一般選挙

投票日 4月8日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

田原市で投票できる方

投票日当日、満20歳以上の方(昭和62年4月9日以前に生まれた方)で、平成18年12月29日に市内に住所があり、引き続き投票日まで市内・県内に住所のある方。(県内に転出した方については「引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書」がなければ投票できません。)

期日前投票・不在者投票期間
4月7日(土)



みんなで投票
みんなで参加
あなたの一票大切に

田原市長選挙

投票日 4月22日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

投票できる方

投票日当日に満20歳以上の方(昭和62年4月23日以前に生まれた方)で、平成19年1月14日以前に市内に住所があり、引き続き投票日まで市内に住所のある方。

期日前投票・不在者投票期間
4月16日(月)～21日(土)

投票所は、各家庭に郵送される「投票所入場券」をご確認ください。

4

指定管理者を決定

民

間活力を住民サービスの向上に活かす有効な手法として、平成18年4月から「指定管理者制度」を本格的に導入しています。平成19年4月1日から、公の施設(田原市セントファール駐車場)を

管理運営する指定管理者を次のとおり決定しました。
財産管理課 ☎23局3591

公募により指定管理者に管理運営を委託した施設

施設名	田原市セントファール駐車場
指定管理者名	(株)あつまるタウン田原
指定期間	5年間
担当課	街づくり推進課 ☎23局3535

【指定管理者とは】

運動施設や福祉施設、教育・文化施設など、市民の皆さんに直接利用していただく「公の施設」の管理運営を、広く民間の事業者や団体にも任せることができるようです。「公の施設」の管理運営は、今までは市が直接行うか、市が出資する法人や公共的団体などに委託することが原則になっていました。しかし、平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により、その制限がなくなり、民間の事業者や団体なども「公の施設」の管理運営ができるようになりました。この場合、施設の管理運営を任せる事業者などのことを「指定管理者」とし、議会の議決を経て市が指定します。

【制度のねらい】

市民サービスを向上させるとともに、経費の節減などを図ることを目指しています。